

議案第14号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する医療過誤による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県は、損害賠償金700,000円を支払うものとする。

3 医療過誤の概要

(1) 医療過誤の発生年月日

平成26年1月7日

(2) 医療過誤の発生の場所

鳥取県立中央病院

(3) 医療過誤の内容

鳥取県立中央病院所属の医師が和解の相手方に対し、大腸がん治療のための手術後の化学療法の実施に当たり、薬剤の副作用に関する説明が十分でないまま使用し

たことにより、和解の相手方に予期せぬ腹腔内膿瘍等の副作用が生じたものである。